ほづみ霊園管理組合 規約

(目 的)

第1条 この組合は、ほづみ霊園の美観保持及び維持管理を目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、ほづみ霊園管理組合 という。

(組合の組織)

第3条 この組合は、瑞穂市内の各自治会を単位とし、ほづみ霊園墓地使用権利者の代表(以下 「代議員」という。)をもって組織する。

但し、自治会単位での代議員が選出できない場合は、関係自治会において協議し合併または分割し、理事会の承認を得たのち代議員を選出することができる。

2. 地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議を行い理事会にて承認された場合は、ほづみ霊 園墓地使用権利者以外の者を代議員に選任することができる。

(組合の事務所)

第4条 この組合の事務所は、組合長宅に置く。 但し、庶務会計宅に置くこともできる。

(事業)

第5条 この組合は、墓地の除草、清掃等の管理を行う。

(役員)

第6条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 組合長 1人
- (2) 副組合長 1人以上2人以内
- (3) 理事(組合長、副組合長及び庶務会計を含む。以下同じ) 3人以上7人以内
- (4) 庶務会計 1人
- (5) 監事 1人以上2人以内
- 2. 役員は代議員のうち、自薦または推薦により選出される。
- 3. 組合長、副組合長及び庶務会計は理事の互選により決める。
- 4. 監事は組合長の指名により定める。
- 5. 第1項により選出された役員については代議員に報告し、承認を得るものとする。

(役員の職務)

第7条 組合長は、本組合を代表し会務を総理する。

- 2. 副組合長は組合長を補佐し、組合長に事故あるときその職務を代理する。
- 3. 理事は理事会を組織し、この規約に定める事項を審議する。
- 4. 庶務会計は、本組合の出納その他の事務を行う。
- 5. 監事は、この会計及び会務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

但し、欠員が生じた時は、後任者を選び残りの期間その職務を行うことができる。

(会議)

第9条 組合長は必要に応じ理事会及び総代会を開催することができる。

(代議員の決議事項)

- 第10条 代議員は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定及び変更
 - (2) 管理費の額及び負担方法
 - (3) 収支予算の承認
 - (4) 収支決算の承認
 - (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会の審議事項)

- 第11条 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 代議員に付議すべき事項
 - (2) その他、組合長に於いて必要と認めた事項

(議事の表決)

第12条 議事の表決は、代議員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。 なお、表決方法は書面にて行うことを基本とする。

(経 費)

第13条 本組合の経費は、管理費及びその他収入を持って充てる。

(決算及び監査)

第14条 この組合の経費は、毎年4月30日までに監査を受けるものとする。

(会計年度)

第15条 この組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第16条 この規約に定めのない事項は、代議員の議決を経て組合長が別に定める。

(附 則)

この規約は昭和60年7月29日より施行する。

(附 則)

この規約は公表の日から施行し、改正後のほづみ霊園管理組合規約の規定は、平成31年4月1日より適用する。

(附 則)

この規約は公表の日から施行し、改正後のほづみ霊園管理組合規約の規定は、令和4年4月1日より適用する。

ほづみ霊園管理組合 内規

(組合の管理範囲)

第1条 ほづみ霊園管理組合(以下「組合」という。)は、霊園内の参道等共有使用部分について 管理する。

(使用者の管理範囲)

第2条 墓地利用権利者(以下「利用者」という。)は、霊園内の使用区画墓地について管理する。

(管理費)

第3条 利用者は、ほづみ霊園の維持管理費として1区画につき年750円を納付しなければならない。

(納付期限)

第4条 管理費は、組合長の指定する日までに当該年度分を納付しなければならない。 ただし、年度の途中で墓地利用権を取得した場合は取得の際に納付するものとする。

(前 納)

第5条 管理費の前納は4年分を一括納付しなければならない。

ただし、前納割引はしない。前納期間中に管理費が値上げの場合は、その差額は徴収できない。

なお、納付は組合指定の金融機関に振込むものとし、この場合の振込手数料は利用者の 負担とする。

(不還付)

第6条 既納の管理費は還付しない。ただし、前条の不該当年度分については還付することができる。この場合、還付の申請は利用者が行なうものとする。

(行為の命令)

- 第7条 組合長は、霊園の管理上、各号に定める行為を命ずることができる。
 - (1)「使用区画墓地」の草刈り。
 - (2) 墓地以外の目的で使用した場合の現状回復。
 - (3) 霊園内の美観を損ねた場合の現状回復。

(委 託)

- 第8条 前条に掲げる行為を組合に委託することができる。
 - (1) 前条第1号の委託料は1区画につき実費とする。
 - (2) 前条第2号・第3号の委託料は実費とする。

(賠償責任)

第9条 天災・人災により使用者が被害を被った場合、組合は一切の責任を負わない。

(罰 即)

- 第11条組合長は次の各号に該当する者に対して、実費の5割増しの違約金を科することができる。
 - (1) 第7条1号に規定する「使用区画墓地」の草刈りをしない者。
 - (2) 第7条第2号・第3号に規定する現状回復をしない者。

(施行期日)

- (1) この内規は令和4年4月1日から施行する。
- (2) この内規は、この内規の施行の日(以下「施行日」という)以後の維持管理から適用し、施行日の前日までの維持管理は、なお従前の例による。